

仕様書等に対する質問・回答書

令和8年9月10日
岡山県工業技術センター

公告番号	第402号	
件名	岡山県工業技術センターで使用する電気の調達	
	質問事項	回答
1	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	仮に当社が落札した場合、契約書(案)の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。	契約書(案)の内容について協議することは可能です。
3	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	契約単価の見直しについては、参考① 契約書(案)第2条第2項、第3項及び第4項に記載しているとおりです。ご質問の文言を追加することはできませんが、社会・経済情勢の変化に伴う契約単価の変更に係る協議に応じることは可能です。
4	燃料費調整額について、「中国地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める最終保障供給約款によるものとする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とはならないケースが考えられます。 落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	
6	契約期間中において、当該地域を供給区域とする一般送配電事業者による託送料金の見直しや、消費税率の変更等の外生的な料金改定が生じた場合、契約期間中であっても、当該改定内容を反映した小売料金単価へ変更することが可能か否かについてご教示ください。 また、変更が可能な場合には、必要となる手続きについても併せてご教示願います。	